

美濃戸高原連絡会会則

(1997年9月7日 制定)

(2018年8月5日 改訂)

(2024年8月4日 改訂)

(2025年8月3日 改訂)

第1章 総則

第1条 (名称)

この会は、美濃戸高原連絡会（以下、連絡会という）と称する。

第2条 (目的)

連絡会は、美濃戸高原別荘地に地権を有し、別荘などを建て利用している人々の連絡と親睦を目的とし、美濃戸が有する自然と調和した住環境や管理の在り方など、様々な事柄について協議し解決することを目指す。

第3条 (活動)

連絡会は第2条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- (1) 会報の発行、ホームページの管理運営。
- (2) 住民相互の親睦を図る行事の企画・開催。
- (3) 定期総会開催（年1回）、世話人会の開催（5月～10月に適時）。
- (4) 自然と調和した安心安全を含む住環境に関する問題解決。
- (5) 管理会社との定期的打合せの実施。
- (6) その他、連絡会の目的に必要な案件。

第4条 (会員)

連絡会の会員は、美濃戸高原別荘地に地権を有し、第2条の目的に賛同し、入会届を事務局長に提出するとともに所定の会費を納めた者とする。

2. 連絡会を退会しようとする会員は、その旨を事務局長に届け出なければならない。事務局からの要請にも拘わらず、会費を3年間継続して未納した者は、退会とする。

第5条 (組織)

連絡会は、以下の会を設け、世話人会には事務局をおく。

- (1) 総会
- (2) 世話人会

第2章 細 則

第1節 総会

第6条（性格）

以下の事項に関しては、総会で決議し承認を得る。

- （1）活動報告、活動計画。
- （2）決算・監査報告、予算。
- （3）会費、会則の変更。
- （4）世話人の内、役員（会長、副会長、事務局長、会計、監事）の選任・解任
およびその他世話人の承認。（役員構成が全て適わない場合もある）
- （5）その他、総会で審議すべきと考えられる事項。

第7条（招集）

総会は、役員（基本は会長）が招集し、毎年8月第一日曜日に開催する。 必要に応じ、臨時総会を開催することができる。

2. 一般会員においても臨時総会開催が必要と判断した場合、開催目的と会員有志3名以上の連名をもって事務局に開催要求をすることができる。
3. 世話人会は2.の開催要求に対して早期に協議し、4分の3以上の賛成で開催を実施する。

第8条（成立要件）

総会は、会員の過半数が出席することで成立する。出席者数には、開会時までに提出された委任状、及び失念などされて意思表示がない方の数それぞれを含む。

第9条（議長と議決）

議長は総会参加者から互選する。

2. 総会の議決は、出席会員の過半数以上の賛成を要する。

第2節 世話人会

第10条（性格）

連絡会の会員のうち第15条で選出された世話人の集まりを、世話人会と称する。

2. 連絡会は、世話人会を中心に運営される。
3. 世話人会は、連絡会の目的達成のための企画、運営を行い、会員の意見を聞きな

がら協議し解決策を考え、必要に応じ総会に諮る。

第 11 条（構成）

世話人会の世話人は、役員（基本として会長、副会長、事務局長、会計、監事）およびそれ以外の世話人から構成される。

(1) 会長	1 名	} 役員	} 世話人
(2) 副会長	1 名		
(3) 事務局長	1 名		
(4) 会計	1 名		
(5) 監事	1 名		
(6) その他世話人	若干名		

第 12 条（事務局）

事務局は、世話人会メンバーの中から選ばれた有志によって構成される。

2. 事務局は以下の活動を行なう。なお、事務の省力化、合理化を図るものとする。

- (1) スケジュールの管理。
- (2) 総会及び世話人会等の資料作成と配布。
- (3) 会報の作成、ホームページの運営管理。
- (4) 行事開催に関する運営管理。
- (5) 会費・名簿の管理および会費未納者への督促。
- (6) 会則および内規の改廃の検討。

3. 事務局は事務局長宅におく。

4. 連絡会の運営および会計に専従する者を事務局におく。

第 13 条（招集）

世話人会は、原則として、5 月から 10 月までの第 1 日曜日に適時開催する。必要に応じ、臨時世話人会を開催することができる。

2. 世話人会（臨時を含む）には、世話人以外の連絡会会員も参加することができる。

第 14 条（議長と議決）

議長は事務局長とする。

2. 世話人会の議決は、出席世話人の 4 分の 3 以上の賛成を要する。

第 15 条（選出）

世話人の内、役員（会長、副会長、事務局長、会計、監事）は、自薦、他薦を受けて総会で選出される。（役員構成が全て適わない場合もある）

2. 上記以外の世話人は、自薦、他薦を受けて世話人会で就任を承認し、直近の総会で報告するとともに、会報で周知する。退任も同様の扱いとする。

第16条（任期）

役員の会長、副会長、事務局長、会計、監事の任期は、総会から翌々総会までの2年とする。再任を妨げない。（役員構成が全て適わない場合もある）

2. 他の世話人は、任期を定めないが、本人が退任を申し出た場合、世話人会が承認し、退任とする。

第3節 会計

第17条（収入）

連絡会の資金は、会費およびその他収入とする。

第18条（会費）

会費は、年1,000円とする。

第19条（予算と決算）

連絡会の予算と決算は世話人会で作成し、決算は監事の監査を経て、総会で決議、承認される。

2. 連絡会の運営費は、別に運営費内規を定める。

第20条（会計年度）

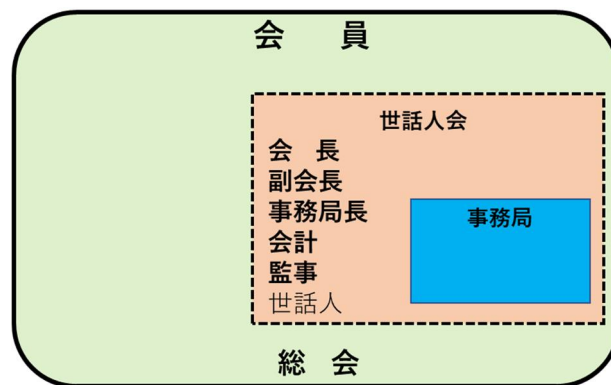
連絡会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第4節 個人情報

第21条（取り扱い）

会員の個人情報（住所、区画番号、氏名、電話番号、メールアドレス）は、連絡会運営上の使用以外には使用しないこととする。

2. 個人情報の漏洩を防ぐために、ホームページには必要な措置を講じる。
3. 個人情報は、事務局が管理する。



美濃戸高原別荘地連絡会の組織図

* 尚、運営内規には変更はありませんので割愛いたします。